（別紙）

快適トイレの導入に関する試行について

1　入札公告等

工事実施に当たっては、次の記載例を参考に入札公告等へ明示し、入札参加者へ周知の上、実施するものとする。

（記載例）

○.　　工事概要

（○）本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

2　特記仕様書

建設現場環境の整備に必要な費用について、特記仕様書において次の記載例のとおり明示すること。

（記載例）

項　　目	内　　容
第○章　その他 ○．快適トイレの試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 （1）内容 受注者は、現場に以下のア～サの使用を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア　洋式（洋風）便器 イ　水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ　臭い逆流防止機能 エ　容易に開かない施錠機能 オ　照明設備 カ　衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク　周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ　サニタリーボックス コ　鍵と手洗器 サ　便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ　便房内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）

	ス　擬音装置（機能を含む） セ　着替え台 ソ　臭気対策機能の多重化 タ　室内温度の調整が可能な設備 チ　小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） （２）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 （３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

３ 快適トイレの計上費用

（１）快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、規格・設置基数は、現場毎に必要性を監督職員と協議の上、決定する。

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を除した額。

（２）計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。

（３）ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。

（４）積算上限額を超える費用は、現場環境改善費（率）を想定しており、積み上げ計上しない。

【具体的な計上方法例】

①実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）

計上する費用 ： 57,000 円／基・月

②実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）

計上する費用 ： 30,000 円／基・月

③実際に導入した快適トイレ費用　ハウス型入口２箇所　100,000 円／基の場合

（積算上の差額 90,000 円）［上限 ： 入口別に 57.000 円／基・月×２箇所＝114,000 円］

計上する費用 ： 90,000 円／基・月

④実際に導入した快適トイレ費用　ハウス型入口３箇所　200,000 円／基の場合

（積算上の差額 190,000 円）［上限 ： 入口別に 57.000 円／基・月×３箇所＝171,000 円］

計上する費用 ：171,000 円／基・月

（別紙２）

快適トイレの導入に当たっての配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（８）に配慮することとする。

（１）原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。

（２）全般

女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（３）設置位置

女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

やむを得ず男子トイレを隣接する場合は、入口から内部（便器や個室の扉）が直接見えないよう、動線を曲げたりルーバーや壁を設置したりするプライバシーに配慮する。

（４）動線の配慮

男性トイレと、女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（５）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

（６）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映りこむことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

（７）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

（８）性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。